

有機農業推進支援委託業務仕様書

1. 業務委託の名称

有機農業推進支援委託業務

2. 業務委託の期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3. 業務委託の目的

SDGsや環境の重要性が国内外で高まっていることから、環境に優しい、持続可能な食料システムの構築、農業の発展を目的として、この地域に適した有機農業の栽培技術の蓄積及び安定した生産体制の確立を目指すため。

4. 業務委託の内容

(1) 技術講習会の実施

有機栽培に取り組んでいる、または、これから取り組もうとする農業者を対象に、テスト圃場（香南市野市町西野）での現地講習を実施し、有機農業の栽培方法について、助言、指導を行う。

実施回数については、最低4回とする。参加人数は、10人程度を予定。

(2) テスト圃場（香南市野市町西野）の監修

テスト圃場の施肥設計、防除計画及び土壌分析にあたっての助言、指導を行う。

- ①テスト圃場で土壌検査を行い適正な肥料の選択、施工指導。
- ②香南市の気候、土壌に合わせた栽培品種の選定。
- ③グループラインなどによる参画者との情報共有と助言。

(3) テスト圃場（香南市野市町西野）の資材準備

肥料、堆肥、トンネル資材等、テスト圃場に必要となる資材を準備する。

- ①有機 JAS 認定資材の準備及び施工指導。
- ②マルチ、園芸支柱、その他試行的な栽培に必要とする農業資材の準備。
- ③選定された栽培品種の種及び苗の準備。
- ④緑肥を含めた抑草資材の準備。
- ⑤有機栽培に必要な土づくりに必要な資材準備。

(4) 巡回指導の実施

自身の農地で有機栽培に取り組んでいる農業者を対象に、有機栽培の技術確立を目指すために、農業者のほ場を巡回し、経営改善及び土壌分析による土づくりの助言、指導を行う。

実施回数については、最低4回とする。

- ①土壌検査を行い適正な肥料の選択、施工指導。
- ②有機 JAS 認証取得に向けた助言及び指導。
- ③有機栽培農産物の販路拡大及び経営指導。
- ④農業の6次産業化に向けた助言及び指導。
- ⑤取り組みにあたり、地域や近隣の農業者等、周辺の農地への影響を予防するための指導。

5. 留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 本業務は、交付金を活用していることから、同交付金交付要綱等の趣旨を理解し対応すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令や条例等を遵守すること。
- (4) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解の上で適正な事業を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議の上、実施すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、本市の指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中はいつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。